(R4予定)医療需給調査項目に対する圏域・課室意見

整理		箇所						理由	対応
番号	頁	見出番号	項目名·賞問番号	追加	修正	削除	趣旨		(案)
	7	1	基本的事項				薬剤部(薬剤科)に体制を把握するための項目を 追加	第8次医療計画策定指針において、薬剤師確保 に関する記載が新たに盛り込まれる方向で検討	☆追加する
1				追加				されているため	
	9	2	地域における医				在宅医療・介護に係る機関との連携状況	在宅療養の将来需要の増加が見込まれているた	★【県医療機関情報システム】で把握
2			療連携	追加			例:1)訪問看護ステーション 2)歯科診療所	め、在宅医療・介護との連携実態の把握が必要	
							3)薬局 4)地域包括支援センター 5)居宅介護支援事業所 6)その他()		
	12	5	受動喫煙対策				「A共通項目票 5受動喫煙対策について」の質問を「B疫病・事業別項目票6-5精神疾患」に移動・	受動喫煙の防止等に関する条例が改正(R2.4)され、病院、診療所又は助産所は、当該施設の建	☆修正する
					**-		修正	物内及び敷地内の区域を禁煙(敷地の周囲の喫煙も制限)としている。ただし、精神病床を有する	
3					修正			病院及び診療所においては、施設管理者が治療のために必要と認めて設置した屋外喫煙区域で	
			13 1 +166				51 18 1 1-18 1-7 24 A D O M-T	の喫煙を可能としているため	
4	14	6-1	がん対策 Q20		修正		乳がんに関する学会名の修正	同左 	☆修正する
5	15	6-1	がん対策 Q22-(5)		修正		子宮がん(頸部)検診における検査項目の修正	近年の普及と今後の主流化が見込まれるため	☆修正する
	15	6-1	がん対策				マンモグラフィ検査機器の類型を細分化	近年の普及を踏まえるため	☆修正する
6			Q23		修正				
7	15	6-1	がん対策 Q24		修正	:	放射線治療の項目の修正	放射線療法の項目が、治療や機器の進歩により追加されているため	☆修正する
8	18	6-1	がん対策 Q32		修正		石綿関連疾患の治療内容の細分化	県内医療機関の実情把握のため	☆修正する
	19	6-1	がん対策		r» II.		がんに関する専門分野の対応状況における対象	国指定のがん診療連携拠点病院の整備指針を	☆修正する
9			Q33		修正		疾患の並び替え、診療内容の修正	踏まえて整理、不明瞭な診療内容を明確化	
10	21	6-2	脳卒中 Q35	追加		削除	脳卒中患者に対する専門的治療法の更新	新たな治療法の追加、使用されていない治療法 の削除	☆修正する
	24	6-3	急性心筋梗塞 Q43、Q45				急性心筋梗塞患者に対する専門的検査等の更新	 新たな専門的検査及び処置の追加、使用されて いない専門的検査及び処置の削除	☆修正する
11			440, 440	追加		削除		いるい。今日日の大丘及びた巨の円所	
12	30	6-5	精神疾患 Q58	追加			精神科医の人数について、非指定医を特定医師と それ以外に内訳を細分化してはどうか。	非指定医の定義をより具体的にするため	★特定医師を置く医療機関は数少なく、所管課で把握
	30	6-5	精神疾患				高次脳機能障害者へのリハビリテーション実施の	医療・介護連携上の課題として、実態把握が必	☆追加する
13				追加			有無(入院・外来)	要	
14	32	6-5	精神疾患 Q66		修正	:	精神疾患の身体合併症の院内受入について、可 否だけではなく、可能なものを追記。特に、透析や 妊産婦	透析や妊産婦の受入状況を把握するため	★現行の別問の質問内容とあわせて対応可能
	32	6-5	精神疾患			-	小児科(子供の成長発達の経過観察をするため)	精神疾患を抱える母が、子供の成長発達につい	★他項目と関連性が薄く、本調査と別に照会するべき
15	02	0	1411/2/25	追加			がある病院で、精神科があり、精神疾患を抱える 母の診察と連携して関わってくれるかどうか		また、個別の医師等に応じても対応は異なるため、回答・把握困難
	32	6-5	精神疾患				専門・特殊外来(精神)の項目の追記。依存症外	相談業務において、紹介が必要なケースがある	★現行の質問内容で対応可能
16				追加			来、摂食障害	ため	また、【県医療機関情報システム】で把握
17	34	6-6	災害医療	追加			災害時の人工呼吸器装着患者の避難入院の受け 入れや非常電源の充電の協力の可否	近年の災害への対応力を把握するため	★医療監視(立入検査)での確認項目とするべき
	34	6-6	災害医療				被災時のカルテ等情報の喪失による診療再開遅	水害時にデータを喪失することへの対応につい	★医療監視(立入検査)での確認項目とするべき
18				追加			れを予防するための遠距離でのバックアップ体制	て把握するため	
	34	6-6	災害医療 Q6				時間	地域災害医療センター以外にも、一定時間以上 の確保が望まれるため	★【EMIS】項目にあり また、医療監視(立入検査)での確認項目とするべき
19				追加			(平時電力使用時と停電制限下の提供可能時間 の把握)		
	43 ほか	6-11	感染症対策	追加			・新興感染症対策にかかる新たな大項目を追加 ・糖尿病、精神疾患、救急、周産期等の既存の疾病・事業項目にコロナ関連の項目を追加	新興感染症等への対応に関してコロナ対応の把握が必要	☆追加する
		6-11	感染症対策				新興感染症対策(COVID-19)	新興感染症等への対応に関してコロナ対応の把	
	ほか						・専門スタッフ数(感染症専門医、感染症看護専門 看護師、感染管理看護師)、感染症対策向上加算		(上記意見と調整(発熱外来設置等の把握済の項目は 除く))
							1.2.3取得状況 ・入院患者(コロナ)の受け入れ実績		
21				追加			・入院(コロナ)に対応できる病床設置の有無 ・検温・問診の実施場所(院内・玄関・テント・プレハ ブ・車内等)		
							・発熱外来設置の有無(A型・B型) ・自院でのPCR検査実施状況		
	45	7-1	在宅医療				・往診の実施の有無	・在宅療養継続には訪問診療だけでなく往診も重	★【県医療機関情報システル】で畑場
22	10	, '	ᇿᅂᄷ	追加			・小児在宅医療の実績(人工呼吸器管理、中心静脈栄養、経鼻経管栄養、酸素療法、小児がん、学習環境の整備等)		ストバビル (X)(内) 日本メンハノ 41〜101座
	45	7-1	在宅医療				訪問栄養食事指導の実施の有無、食事指導を受	在宅療養患者の栄養管理状況を把握し、今後の	★訪問栄養食事指導の実施の有無は【県医療機関情
23				追加			けた患者数	推進方策の検討や評価に活用するため ※R5「在宅医療における栄養食事管理体制整備	報システム】で把握されており、本調査と別に照会する
23				ᄲᄱ				事業(新規)」基金事業化予定 	
0.4			その他	مدور			・障害歯科の対応状況の追加 ・身体・視覚・聴覚障害者への対応の可否	 ・障害歯科対応の医院が少ないため ・身体・視覚・聴覚障害者が通常の健診に受診可	★【県医療機関情報システム】で把握
24				追加			为 IT IN无 物无件自由: WAINWU则自	*・好味・快見・転見障害有が通常の健診に受診り 能か把握するため	
								凡例	1 <u>î</u>

- 凡例☆ 意見のとおり追加、修正等を行う★ 意見不採用(他調査で把握可能など)【 】 本調査以外の他の調査事業名